

# 寺西広司法書士事務所通信

NO. 14

2013. 2

電話 011-700-2151



拝啓

晩冬の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第14号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。まだまだ寒い日が続きますが、どうぞ御自愛下さい。

敬具

～今回のテーマ「実はこんな事もお仕事のひとつです。」～

不動産登記、法人登記、債務整理、相続問題、遺言問題、成年後見などなど、司法書士の業務の内容は、今はインターネットもありますので、だいたい世間の皆様には周知されてきたように思います。

しかし、最近新たに増えてきたジャンルがございます。それが実は「離婚問題」です。

北海道がいつも都道府県離婚率のトップ3に入っているからなのか、最近とみに離婚問題のご相談が増えました。もちろん離婚調停などの争いがある場合は弁護士さんにお任せしますが、当事務所にご相談にお見えになるのは、「土地建物を含む財産分与」があり、その他「年金の分割の合意」「子供の養育費の合意」はできているが、どう手続きすれば良いのか分からない…という場合です。

離婚問題の場合、まずは公正証書の原案を作成して、公証人役場で正式な公正証書を作成していただく事になります。場合によっては行政書士の方とも協力しながら、後でトラブルにならないよう、そして後で元配偶者の方が財産分与や養育費の支払いを渋ったとしても、すみやかに回収できるような公正証書を作成しています。

不動産が財産に含まれている場合、離婚の相手方とは「会うのも嫌だ」と言うケースが多いため、我々司法書士がおお客様の代わりに相手方のご自宅にお伺いして、権利証や印鑑証明書、委任状等の署名捺印を頂戴して、速やかに手続きを済ませる事もあります。

その他、住宅ローンが残っている場合には、借金の債務者変更の手続きをさせて頂いたり、女性の方がいずれ年金を分割して受け取りたいという場合には、年金分割の公正証書（認証）の原案作成させて頂いたり、ケースによって様々な手続きが必要となる場合があります。

ご相談に見えられるお客様から「あまり揉めたくない」というお言葉をよく伺います。北海道では持ち家を所有されている方が多いですし、現在はあまり争いになることがなくなったので、「不動産=司法書士」と言うことで相談に来られる方が増えてきたのかもしれないですね。

(寺西 広)

## 勤務して3カ月たちました！

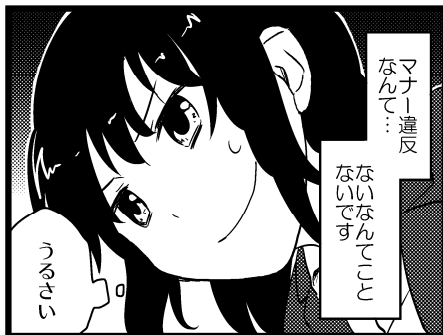
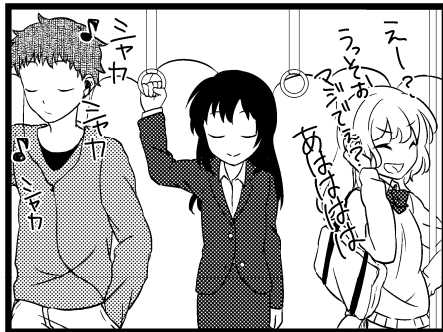
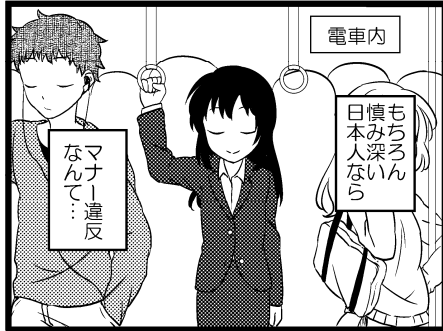
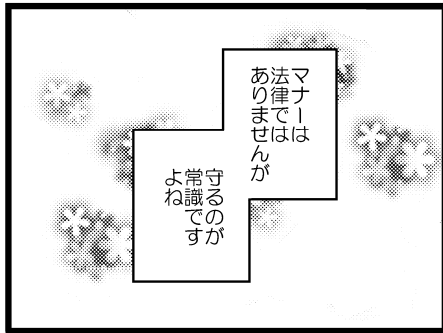
皆様いつもお世話になっております。司法書士の村中です。昨年の11月から寺西広司法書士事務所での勤務を始めて、早いものでもう約三カ月が経過しました。

この三カ月を振り返ると、「一つ覚えたと思えば、また新たにわからないことが出てくる」という毎日でした。毎回丁寧に教えていただくので、この三ヶ月間でほんの少しですが進歩したかな…とも思いますが、同じミスをして落ち込むこともあります。それとは逆に、前に覚えたことをきちんとできて嬉しくなったり…と言うこともあり、退屈な日はありませんでした。

この先もたくさん覚えなければならないことがありますので、しばらくはこのような毎日が続くのだろうと思うのですが、司法書士は業務の幅が広いだけでなく、たとえば登記という一つの仕事だけをみてもとても奥の深いものなので、「しばらく」ではなく、司法書士をこの先続けていく限り、常に新たに学ぶことがあるのかもしれないですね。

(村中 修二)





## <事業譲渡か？会社分割か？>

「会社の一部を他に譲りたい」と思ったときに、考えられる方法としては「事業譲渡」と「会社分割」という方法があります。今回はこの2つについてご説明致します。

営業を分割して他の会社に移転するという点では、どちらを行っても目的は同じなのですが、実はそのプロセスや効果が違います。

「事業譲渡」はあくまでも切り離れた事業を売買するという売買契約になるので、原則として対価は現金となりますし、取引ですから消費税がかかります。

その上、行政庁の許認可等が必要な場合、そっくりそのまま引き継ぎが出来ない事が多くあるため、買い手となる企業がそのまま営業を継続したい場合は、この点に注意が必要となります。

事業を引き継いだ後に許認可が下りなかったということになれば、買い手にとっては事業を譲り受けた意味が全くなかったと言う事になりかねません。

それに対し、「会社分割」は組織変更の一つですので、現金を準備する必要がなく、対価としては原則新株を発行することになります。さらに変更であって取引ではないので消費税もかかりません。

先ほど問題となった行政庁の許認可等につきましても、そのまま引き継がれる場合が多いため、買い手にとっては大きなメリットとなります。

ただ、売り手にとっては、対価として直ぐに現金が入る「事業譲渡」に対し、「会社分割」では原則対価は新株となりますので、非上場会社の場合などには、すぐに現金化することが難しくなってしまう点がデメリットです。

このように、どちらの手法をとった方が良いとは一概には言えません。その時の会社の状況や、買い手の今後の事業展開を見据えた上で、双方においてよく話し合いをし、どちらの方法を取るのかを決めていくのが一番良いでしょう。

当事務所では「会社分割」「営業譲渡」のご相談も承っておりますので、お考えの方はご相談下さいね。

(矢野 絢美)

## 研修生の季節です。

司法書士試験に合格すると、様々な研修を受けなければなりません。その中に「配属研修」と呼ばれる、既存の司法書士事務所に通って現場を体験する研修があります。寺西広司法書士事務所も、研修生の受け入れ先となっており、実は村中先生は今年の研修生でした。

毎年どんな新人さんが来るのか楽しみにしております。配属研修期間は3月上旬～4月末までの二ヶ月間です。皆様のところにも当事務所に来た研修生がお邪魔するかもしれませんので、その時はどうぞよろしくお願い致します。

(寺西 広)

## 編集後記

事務所通信も第14号。いつもお読みいただきまして有難うございます。2月になり寒さもいっそう厳しくなりました。インフルエンザ警報も出ましたし、風邪も流行しておりますので、皆様どうぞご自愛下さい。(ちなみに当事務所もインフル1名出ました。)

## 【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>